**○農林水産省
環境省告示第一号**

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（令和六年国土交通省告示第一号）の一部を改正する告示を次のように定め、同法の施行の日から施行する。

令和八年六月三十日

農林水産省
環境省

農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

第四の三中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

○経済産業省告示第七十九号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（令和八年経済産業省令第五十八号）第十五条第五項の規定に基づき、確認事業者の有する資産及び負債に関する資産評定の基準を次のように定める。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則第十五条第五項の資産評定に関する基準

一　目的

本基準は、確認事業者の実態的な財政状態を明らかにして確認事業者の再生可能性の判断に資する情報を提供し、また、再生可能と見込まれる確認事業者が引き続き事業を継続することを可能にしつつ、権利変更議案による対象債権者の権利の変更が経済合理性を満たすため、公正な価額による確認事業者の有する資産及び負債の価額の評定を行うために定める。

二　評定の原則

「一　目的」に鑑み、本評定における評定の原則は、次のとおりとする。

イ　確認事業者の有する資産等から回収可能な価額（直接的な回収額以外の価額を含む。）の算出に当たっては、次のとおり評定するものとする。

(1)　対象債権（担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。）に係る債務の減免の一般的基準を定める場合にあっては、原則として時価により評定するものとし、時価として公正な評価額以外のその他の価額による場合には本基準に評定方法を定めるものとする。ただし、今後継続的に使用しない資産については、処分価額により評定することができる。

(2)　(1)以外の場合にあっては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定することができる。

ロ　確認事業者の負う負債等の金額を明らかにするため、別段の定めのない負債については、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定するものとする。

ハ　本評定を行うに当たっては、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第三条第一項の確認の日の一年前の日から同法第十四条第一項の規定による早期事業再生計画の提出の日までの期間内において、適切な評定基準日を設定することとする。ただし、担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を算定するため、当該担保権の目的である資産の評定を行うに当たっては、同法第三条第一項の確認の日を評定基準日とすることとする。また、当初の評定から同法第十四条第一項の規定による早期事業再生計画の提出の日までに事情の変更があった場合には、当該変更が評定に与える影響を適切に反映するものとし、当初の評定基準日が属する事業年度の決算期が到来する等相当の期間が経過する場合には適切に時点修正するものとする。

三　用語の定義

イ　時価とは、原則として一定の信頼性をもって測定可能な公正な評価額をいう。ただし、代替的又は特定的にその他の価額による場合があるものとする。

公正な評価額とは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。いずれの場合にも、公正な評価額とは、独立した当事者間による競売又は清算による処分以外の取引において、資産の購入又は売却を行う場合のその価額をいう。

ロ　処分価額とは、継続を前提とする企業が資産譲渡を行う場合の売却見積額又は回収見積額から売却又は回収等の処分により負担する可能性のある取引費用を控除した価額をいう。

ハ　正味実現可能価額とは、資産を通常の営業過程において販売する場合の即時換金額であり、売価（販売見込額）からアフター・コストを控除した価額をいう。

ニ　正味売却価額とは、資産又は資産グループの売却価額から処分費用見込額を控除した価額をいう。

ホ　一般債権とは、経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。

ヘ　貸倒懸念債権とは、経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。

ト　破産更生債権等とは、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。

四　売上債権については、原則として、各債権金額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。貸倒見積額の算定は次のとおりとする。

イ　一般債権については、原則として過去の貸倒実績率等の合理的な基準により貸倒見積額を算定する。ただし、評定基準日以降の回収実績による算定も可能とする。

ロ　貸倒懸念債権については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を控除し、残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する。

ハ　破産更生債権等については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積額とする。また、清算配当等により回収が可能と認められる額は、担保処分見込額及び保証による回収見込額と同様に取り扱う。

ニ　子会社等の関係会社に対する売上債権に係る貸倒見積額については、親会社等として他の債権者と異なる取扱いを受ける可能性がある場合には、これによる影響額を合理的に見積もるものとする。

五　棚卸資産

イ　商品・製品については、正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ロ　半製品・仕掛品については、製品販売価額から完成までに要する費用、販売費用及び完成販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ハ　販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき原材料については、再調達原価により評定する。

ニ　品質低下、陳腐化等により収益性の低下している棚卸資産については、正味売却価額、処分価額又は一定の回転期間を超える場合には規則的に帳簿価額を切り下げる方法による価額により評定する。

六　販売用不動産等

イ　開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産は、正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ロ　開発後販売する不動産は、開発後の正味実現可能価額から造成・開発原価等、今後完成までに要する見込額と販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。